明治安田日本債券オープン（毎月決算型）（愛称：しあわせ宣言（毎月決算型））

10月29日-30日の日銀金融政策決定会合を受けて

10月29日-30日に日銀の金融政策決定会合が開催されました。
当レポートでは、当会合の概要および今後の見通しなどについてご説明します。

1.金融政策決定会合について

■政策金利は据え置くも追加利上げを意識させる内容

■ 10月29日-30日の金融政策決定会合では、政策金利を1.25%程度に据え置くことが決定されました。また、日銀が保有するETFについて、2027年1月から年間の売却ペースを、これまでの3,300億円程度から8,600億円程度へ引き上げることも決定されました。

■ 政策金利は据え置かれましたが、同時に公表された展望レポートの内容は、今後の追加利上げを意識させるものだったと評価しています。日銀のこれまでの目標は、基調的な物価上昇率を2%にすることでしたが、今後は2%程度に安定させることへ移り始めました。日銀が、こうした物価を取り巻く局面の変化を明確に示したことは、重要と考えています。

日本の政策金利と10年国債利回りの推移

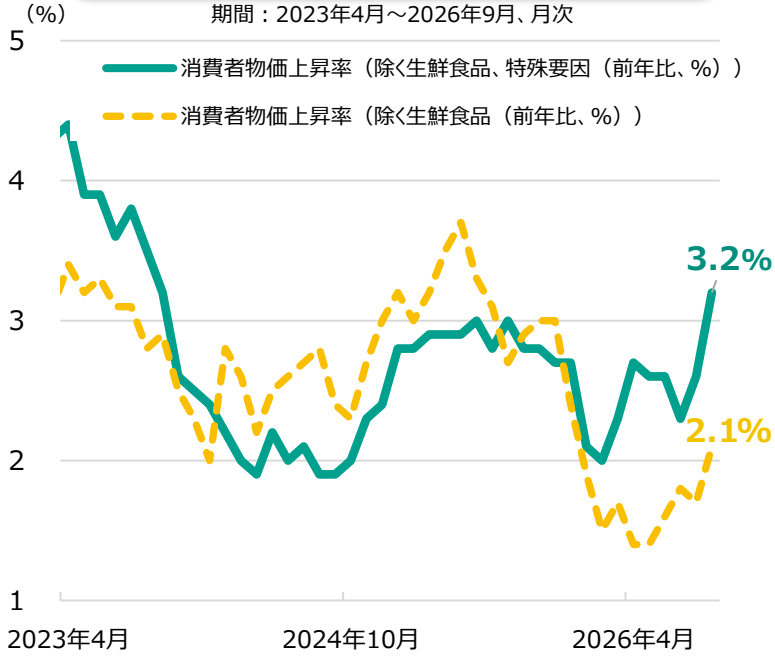


■物価見通しについて

■ 右グラフは、生鮮食品を除く消費者物価、いわゆるコアCPIの前年比上昇率を示したものです。政府の政策効果などの特殊要因を除くと、2026年9月時点では3.2%と高い上昇率となっており、実際のコアCPIを上回っています。

■ 日銀は、2027年度に飲食料品の消費税率の引き下げが対象品目すべてに反映された場合、消費者物価上昇率は機械的に1.3%程度押し下げられると試算しています。しかし、この要因だけで日銀の追加利上げが難しくなるとは限らないと考えられます。日銀は、減税による家計の購買力の改善が経済成長率を押し上げる方向に作用する可能性が高いとみていることや、賃金やサービス価格を含む基調的な物価動向を重視すると考えられるからです。

消費者物価上昇率の推移



出所：ブルームバーグ、総務省、日本銀行のデータをもとに明治安田アセットマネジメント作成

投資信託は、元本が保証された商品ではありません。お申込みの際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。
※上記は過去の実績および作成時点での弊社見解であり、将来の投資成果を示唆・保証するものではありません。
※最終ページの「当資料に関してご留意いただきたい事項」を必ずご覧ください。

2.今後の利上げ見通しおよび運用戦略について

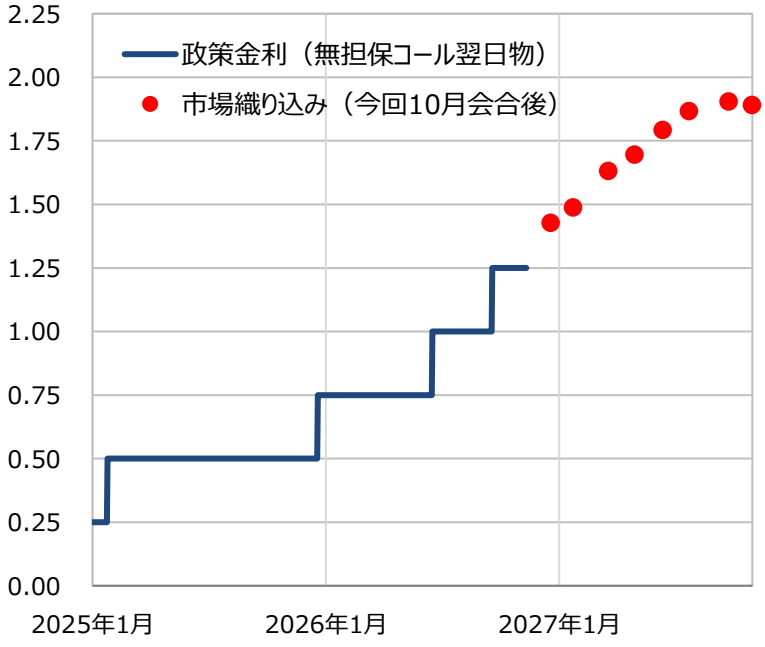
■今後の利上げ見通し

■ 今回の展望レポートでは、政策金利据え置きという印象以上に、日銀が物価の上振れを警戒し、今後も追加利上げを続ける姿勢を明確にした内容だったと考えています。
弊社の見通しとしては、日銀は2026年12月に政策金利を1.5%へ、2027年4月に1.75%へ引き上げ、最終的な政策金利の到達点は1.75%から2%程度になると想定しています。10年国債利回りは当面2.6%から3.2%程度のレンジで推移すると予想しています。

■ また、展望レポートでは、AI関連投資の拡大の影響が世界経済を押し上げる可能性がある一方で、その投資に見合う収益が実現しなければ、資産価格の変動などを伴って調整圧力が生じる可能性もあるとの慎重な見方が示されました。

日本の政策金利の推移と市場の織り込み

政策金利の期間：2025年1月1日～2026年11月10日、日次
市場の織り込み：2026年12月～2027年10月の期間の政策決定会合後の数値



※市場織り込みの数値はOIS政策金利（Overnight Index Swap）を使用。

■今後の運用戦略

金利戦略では、デュレーションを主に短期化で調整
クレジット戦略では、社債のオーバーウェイトを継続

■ 金利戦略では、日銀の利上げスタンスが維持されていることに加え、インフレの上振れリスクや、政府の政策による経済の下支えを踏まえ、当面は金利上昇を見込み、デュレーションを主に短期化する方針です。但し、AI関連投資やリスク資産の動向には留意し、機動的な調整も行います。

■ クレジット市場については、社債利回りの上昇により投資家需要は底堅く、全体として堅調な推移が見込まれます。クレジット戦略では、キャリー効果の獲得が期待できる短期・中期ゾーンを中心に、相対的にスプレッドが厚い社債を銘柄選別のうえで組み入れ、オーバーウェイトを継続します。

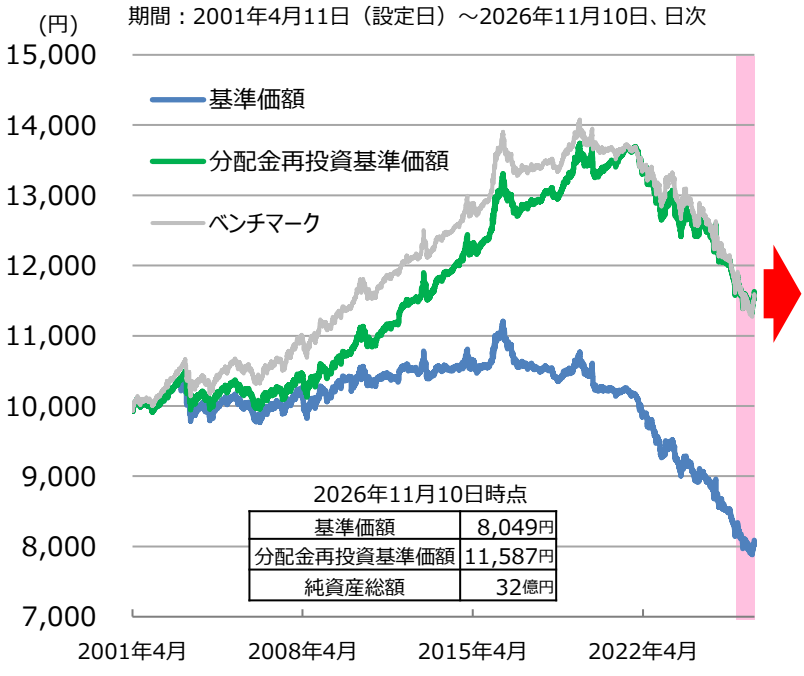
デュレーション戦略：	デュレーションは 主に短期化で調整
イールドカーブ戦略：	キャリー・ロールダウンに 着目した年限構成を重視
クレジット戦略：	社債をオーバーウェイト

出所：ブルームバーグのデータをもとに明治安田アセットマネジメント作成

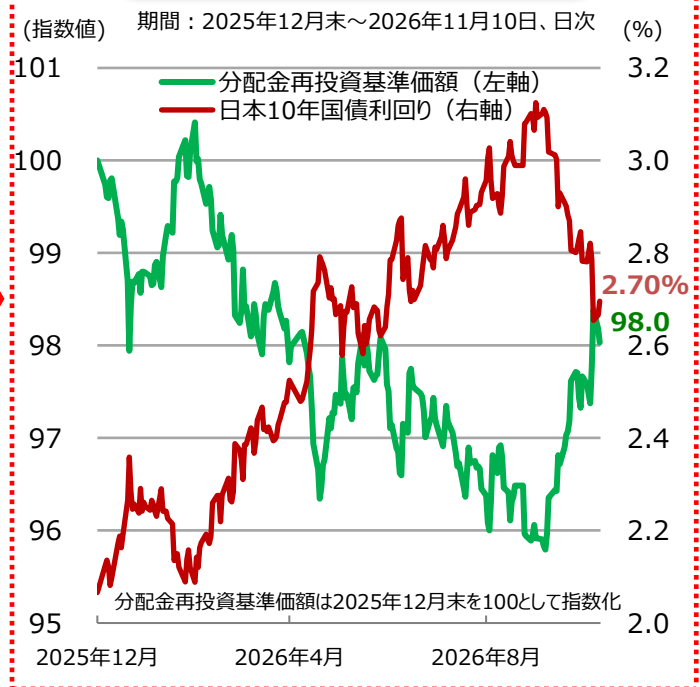
※上記は過去の実績および作成時点での弊社見解であり、将来の投資成果を示唆・保証するものではありません。
※最終ページの「当資料に関してご留意いただきたい事項」を必ずご覧ください。

3．運用実績について

しあわせ宣言（毎月決算型）の基準価額推移



年初来の推移



出所：ブルームバーグのデータをもとに明治安田アセットマネジメント作成

※基準価額は、運用管理費用（信託報酬）控除後の10,000口あたりの値です。
※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものとして算出しています。
※ベンチマーク（NOMURA-BPI総合）は設定日前日を10,000として指数化しています。
※上記はあくまで過去の実績であり、将来の投資成果を示唆・保証するものではありません。

明治安田日本債券オープン（毎月決算型）（愛称：しあわせ宣言（毎月決算型））の受賞

R&I ファンド大賞 2026
投資信託20年部門 最優秀ファンド賞 R&I Fund Award 2026

R&Iファンド大賞2026
最優秀ファンド賞
投資信託20年／国内債券部門

※アワードについては最終ページをご参照ください。

ファンドの特色

※詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

明治安田日本債券オープン（毎月決算型）は、邦貨建ての国債、政府保証債、地方債、利付金融債、社債等に投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

特色1

NOMURA－BPI総合をベンチマークとして、これを中長期的に上回る投資成果をめざします。

※NOMURA－BPI総合は、日本国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表すために、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社の知的財産です。野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

特色2

信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付会社によるＡ格相当以上の格付を有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると委託会社が判断した公社債に投資します。

※格付とは、債券などの元本および利息の支払能力などを専門的な第三者(信用格付業者等)が評価した意見です。格付が高い債券ほど安全性が高いとされています。一方、発行体にとっては格付が高いほど有利な条件で発行ができるため、一般的に、格付が高い債券ほど利回りは低く、格付が低い債券ほど利回りは高くなります。

特色3

債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本とし、ファンダメンタルズ分析を重視したアクティブ運用を行います。

マクロ経済分析をベースとした金利の方向性予測等に基づき、市況動向やリスク分散等をも勘案して、デュレーションの調整、イールドカーブ ポジショニングのコントロールを行います。
※公社債の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

分配方針

毎月10日（休業日の場合は翌営業日。）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、価格変動の影響を受け、基準価額は変動します。
これらの**運用により信託財産に生じた運用成果（損益）はすべて投資者の皆さまに帰属します。**
したがって、**投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。投資信託は預貯金と異なります。**
なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

〈主な変動要因〉

債券価格変動リスク	債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
信用リスク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

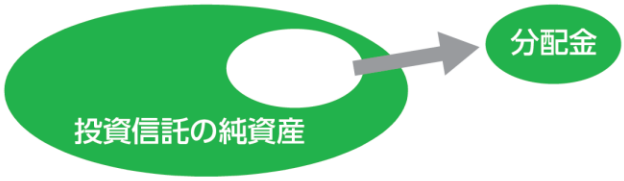
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。
  投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

収益分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

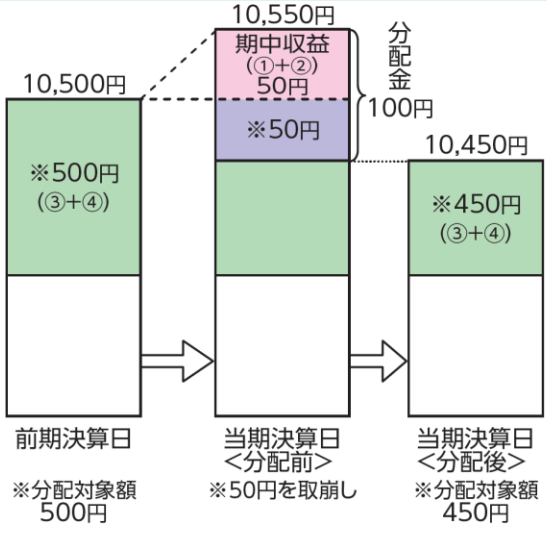
＊右記は投資信託での分配金の支払いをイメージ図にしたものです。



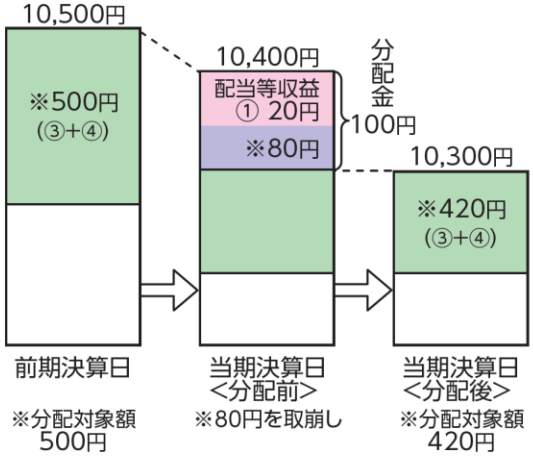
●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

《計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合》

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）



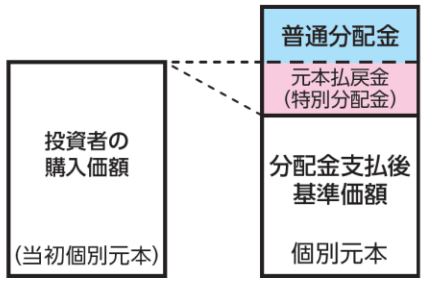
（前期決算日から基準価額が下落した場合）



(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
*上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありません。

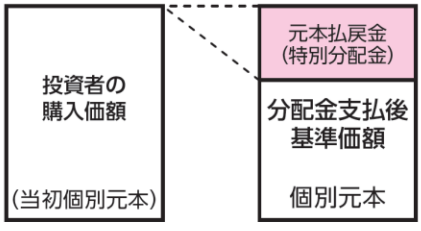
●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドの購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）



※元本払戻金（特別分配金）は、実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は**非課税扱い**となります。

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注） 普通分配金に対する課税については、「投資信託説明書（交付目論見書）」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

手続・手数料等

※詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額とします。(基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。) ※基準価額は、販売会社または委託会社へお問合わせください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目から受益者に支払います。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限（2001年４月11日設定）
繰上償還	この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	毎月10日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年12回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の差益が課税対象となります。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。 ※ 当ファンドは、**NISAの対象外**です。詳しくは、販売会社へお問合わせください。なお、税法が改正された場合には、上記の内容が変更されることがあります。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	購入価額に、**0.55%（税抜0.5%）**を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 ※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	ありません。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用（信託報酬）	ファンドの純資産総額に対し、**年0.198%～0.715%（税抜0.18%～0.65%）の率**を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。運用管理費用（信託報酬）の実質的な配分は次のとおりです。

<内訳>

配分	料率（年率）				
新発10年国債利回り*	1%未満の場合	1%以上2%未満の場合	2%以上3%未満の場合	3%以上5%未満の場合	5%以上の場合
委託会社	0.055%（税抜 0.05%）	0.11%（税抜 0.1%）	0.176%（税抜 0.16%）	0.264%（税抜 0.24%）	0.308%（税抜 0.28%）
販売会社	0.11%（税抜 0.1%）	0.22%（税抜 0.2%）	0.33%（税抜 0.3%）	0.352%（税抜 0.32%）	0.363%（税抜 0.33%）
受託会社	0.033%（税抜 0.03%）		0.044%（税抜 0.04%）		
合計	0.198%（税抜 0.18%）	0.363%（税抜 0.33%）	0.55%（税抜 0.5%）	0.66%（税抜 0.6%）	0.715%（税抜 0.65%）

＊ 新発10年国債利回り水準は、各計算期間開始日の前月末における日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り（終値）にて判定し、当該計算期間において適用します。

※支払い先の役務の内容は投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

その他の費用・手数料	信託財産の監査にかかる費用（監査費用）として監査法人に年0.0022%（税抜0.002%）を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、その他信託事務の処理に要する諸費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。 ※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

- 委託会社（委託者） 明治安田アセットマネジメント株式会社・・・ファンドの運用の指図等を行います。
  金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第405号
  加入協会：一般社団法人資産運用業協会
- 受託会社（受託者） 三菱UFJ信託銀行株式会社・・・・・・・・ファンドの財産の保管および管理等を行います。
- 販売会社 以下の【販売会社一覧】をご覧ください。

【販売会社一覧】
お申込み・投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

（資料作成日時点）

販売会社名		登録番号	加入協会				備考
			日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	
銀行							
株式会社イオン銀行 （委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第633号	○				
株式会社北九州銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第117号	○			○	
株式会社静岡中央銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第15号	○				
株式会社七十七銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第5号	○			○	
株式会社十八親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第3号	○				
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第45号	○			○	
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第40号	○				
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第5号	○		○	○	
株式会社三菱UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長（登金）第5号	○		○	○	
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長（登金）第33号	○	○		○	
株式会社もみじ銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第12号	○			○	
株式会社山口銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第6号	○			○	
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長（登金）第624号	○			○	
株式会社SBI新生銀行 （委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第10号	○			○	
株式会社SBI新生銀行 （委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第10号	○			○	
証券会社							
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第3283号	○	○	○		
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第67号	○	○			
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第53号	○	○	○	○	
七十七証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長（金商）第37号	○				※1
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第140号	○	○	○	○	
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第142号	○	○	○	○	※2
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第1977号	○				
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第164号	○			○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	○	
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	○	○	○	○	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2336号	○	○	○	○	※2
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第105号	○		○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第8号	○				
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○	○	○	○	

※1現在、新規販売を停止しております。
※2一般社団法人日本STO協会にも加入しております。
※最終ページの「当資料に関してご留意いただきたい事項」を必ずご覧ください。

明治安田アセットマネジメント

商号等　：明治安田アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第405号
加入協会：一般社団法人資産運用業協会

- ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問合わせください。
  明治安田アセットマネジメント株式会社
  電話番号　0120-565787（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）　ホームページ https://www.myam.co.jp/

当資料に関してご留意いただきたい事項

<ご留意事項>

- 当資料は、明治安田アセットマネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。
- 投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しします投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。
- 投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。投資信託の運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。また、当資料の記載内容、グラフ・数値等は資料作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料の運用実績に関するグラフ・数値等は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。
- 当資料に指数・統計資料等が記載される場合、それらに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、それらを作成・公表している各主体に帰属します。各主体は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任はありません。

<アワードについて>

- 「R＆Iファンド大賞」は、R＆Iが信頼し得ると判断した過去のデータに基づく参考情報（ただし、その正確性及び完全性につきR＆Iが保証するものではありません）の提供を目的としており、特定商品の購入、売却、保有を推奨、又は将来のパフォーマンスを保証するものではありません。当大賞は、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定されるその他業務（信用格付業以外の業務であり、かつ、関連業務以外の業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置が法令上要請されています。当大賞に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利はR＆Iに帰属しており、無断複製・転載等を禁じます。